

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………一
………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………一
- 建築基準法による道路位置の指定……………二
………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………二
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………一
………(同)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 知事指定薬物の指定……………三
………(福祉保健局健康安全全部薬務課)……………三
- 土砂災害警戒区域等の指定の解除……………三
………(建設局河川部指導調整課)……………三
- 土砂災害警戒区域等の指定(五件)……………四
………(同)……………四
- 土砂災害特別警戒区域等の指定……………六
………(同)……………六
- 政治団体の届出……………六
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………五
- 政治団体の解散の届出……………三
- 資金管理団体の指定の届出……………三
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………三

- 資金管理団体の取消しの届出……………三
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消……………三
………(主税局課税部課税指導課)……………三
- 軽油引取税に係る特約業者の指定……………三
………(同)……………三
- 特定非営利活動法人の認定……………三
………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………三
- 仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効……………三
………(同)……………三
- 開発行為に関する工事完了……………三
………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………三
- 争議行為の予告(三件)……………三
………(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………三
- 土地収用法による収用の裁決手続開始(二件)……………三
………(東京都収用委員会)……………三

告示

●東京都告示第三百六十一号
土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第三十条第一項の規定に基づき稲城上平尾土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月九日
東京都知事 外 添 要 一

- 一 組合の名称
稲城上平尾土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地
稲城市平尾一丁目三十三番地の三十四
- 三 設立認可の年月日
平成二十二年七月二十九日

四 変更認可の年月日
平成二十八年三月九日

東京都告示第三百六十二号

●東京都告示第三百六十二号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月九日
東京都多摩建築指導事務所長
金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十八年三月九日	東村山市久米川町四丁目三十一番二十一の二	延長 二・〇一 幅員 五・〇〇

東京都告示第三百六十三号

●東京都告示第三百六十三号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月九日
東京都多摩建築指導事務所長
金子 博

変更に係る道 変更年月日 変更に係る道 変更に係る道の延長及び幅員(単位メートル)

路の種類 路の位置

法第四十二条 平成二十八 小平市仲町百 延長
 第一項第五号 年二月十八 八十八番一及 一四・三七
 の規定による 日 び百八十九番 幅員
 道路 二十六の各一 四・〇〇
 部

●東京都告示第三百六十四号

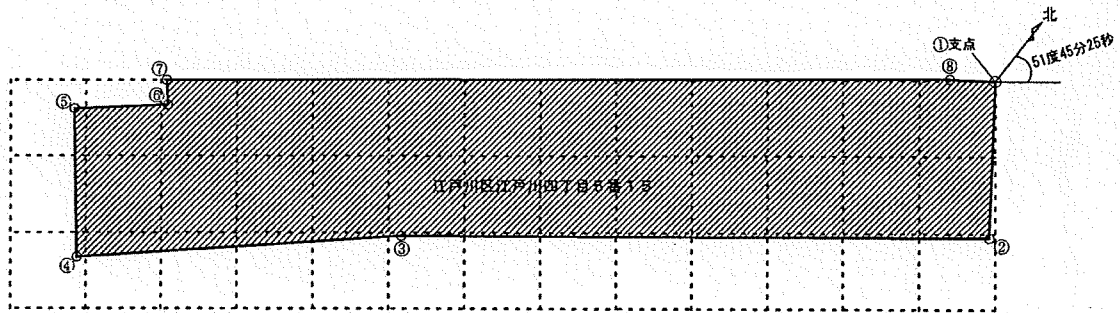
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月九日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区江戸川四丁目内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡 例】

———	敷地境界		形質変更時要届出区域
- - -	単位区画		

【支点】
 支点は、江戸川区江戸川四丁目5番15の最北端とする。

【格子の回転角度(51度45分25秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

測点名	X座標	Y座標
①(支点)	-35334.888	4973.797
②	-35351.948	4986.244
③	-35399.373	4924.942
④	-35428.106	4893.030
⑤	-35413.536	4880.122
⑥	-35405.099	4890.682
⑦	-35402.335	4888.271
⑧	-35338.426	4968.937

※本座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。